

# 国立台湾文学館台湾文学ベース ライター・イン・レジデンス審査作業規程

一、台湾の文学と文化的創作を奨励、国際的な文学交流を促進するため、以下の規程（以下「当規程」と略す）を設ける。

二、主催：国立台湾文学館（以下「当館」と略す）

三、申請資格：

（一）満18歳以上の自然人。

（二）中華民国の国家言語、若しくは英語で意思疎通が可能なもの。

（三）過去二年以内に当館のライター・イン・レジデンスに入選していないもの。

（四）小説、エッセイ、詩、戯曲、テレビ・映画の台本、文学作品翻訳、ノンフィクション作品、その他文学作品の創作者。

四、レジデンス拠点：当館台湾文学ベース（台北市中正区齊東街五十三巷二号）

五、定員：毎年最低六名。

六、申請日：毎年一回選考を行う。申請日程は当該年度の募集要項による。

七、レジデンススケジュール：申請者自らが最短7日、最長30日の滞在計画を立てる。

八、申請方法：

（一）全てオンラインで行う。

（二）申請者は締切日までに当館公式 HP 記載の募集要項添付のフォームに記入、必要書類を申込みサイトにアップロードする。

（三）資料に不備があるもの、締切を過ぎたもの、規定に不適合なものは不受理とする。

九、選考方法：

（一）当館が招聘した専門家、学者による審査委員会が審査を行う。当館館長が職権委員となり、招集者を務める。いずれかの性別の委員の比率が3分の1を下回らないようにする。

- (二) 審査委員会は必要に応じて会議を行う。招集者が議長を務めるが、招集者がやむを得ず欠席の場合は、招集者により委員から議長を指名する。
- (三) 審査方法：第一審査、第二審査の二段階方式を採る。
  - 1.一次審査：当館において、申請者の申請資格、書類資料の審査を行う。
  - 2.二次審査：審査委員会を招集、当該年度の募集要項の規程に準じて、第二審査を行う。
  - 3.選考結果は、館長の承認を経て発表、書面による通知を行う。非入選者には通知は行わない。審査委員名簿も合わせて公開する。
- (四) 審査委員は行政程序法第三十二条、三十三条の規定に該当する者は回避、また会議の内容については守秘義務がある。

#### 十、レジデンスの内容

- (一) 滞在地：入選者は台湾文学ベース内の日本式家屋の一棟を利用することができる。室内には応接室、ワークスペース、寝室、浴室、キッチンがある。
- (二) レジデンス活動：入選者はスケジュール通りに入居、期間中の週末（土曜、日曜）に少なくとも一回、読者との交流会、講演会等（形式は問わず）の公開イベントを行う。
- (三) 成果報告提出：入選者はレジデンス終了五日以内に、申請計画に準じた成果報告書を提出する。

#### 十一、注意事項：

- (一) 入選者は、遅くとも入居当日までに当館と契約を締結する。何らかの理由で契約を履行できない、若しくはレジデンス期間に合わせるできない場合は、当館の同意を経て変更することができる。契約違反の場合は棄権したものとみなされ、これに対する異議をとなえることはできない。
- (二) 入選者は確実に入居、レジデンス開始前にスケジュールを提出、実際の入居期間が申請期間の3分の2に達しない場合、レジデンス資格を取り消す。
- (三) 入選者は、当館企画の関連宣伝活動、活動記録ビデオ制作のためのインタビュー、撮影に協力する。

- (四) 入選者は入居家屋の清掃と保全の義務を負う。文学ベース内での火の使用、喫煙は禁止。またペットの同伴禁止（盲導犬は除く）。
- (五) 入選者は、当館に提出する著作と申請計画が第三者の権利利益を侵害しないことを保証する。第三者の権利利益を侵害した場合、入選者はその処理に対し責任を負う。上記の侵害のゆえに当館が損害を被る、もしくは連帯賠償の請求による損失を被る場合、入選者は当館に対し全額賠償責任を負う。
- (六) 入選者は当館のレジデンス活動期間に他機関のレジデンス活動に重複して従事することはできない。
- (七) 入選者が当規程、契約で定められた事項に対して違反した場合、また法律、行政命令、公序良俗に反する、本館のイメージを損なう状況があった場合、本館は状況を判断して当選資格を撤回或いは取り消すものとする。
- (八) 当館は当規程の内容変更、最終的な解釈の権利を有するものとする。
- (九) 当規程に定められていない事項に関しては、その他の関連法令、契約に準じて取り扱うものとする。